公立小中学校の学校規模の法制と現実の諸類型

山 崎 博 敏 (2005年9月30日受理)

Types of School Size in Japanese Primary and Junior High Schools : Its Legal and Actual Structures

Hirotoshi Yamasaki

Legal regulations on school size, class size and faculty number were examined. Various aspects of school size were examined using statistical data, and relationships among number of faculty, students and classrooms were examined. Six types of school size in Japanese Primary and Junior High Schools were suggested. Finally transformation of the distribution of school size since 1959 and regionally unequal distribution of school size are analyzed.

Key words: School Size, Class Size, Optimal Size, Educational Law

キーワード:学校規模,学級規模,適正規模,教育法規

本論文の目的

学校規模は、教育行財政上、極めて重要な事項である。例えば、児童生徒の減少に伴い学校統廃合が行われる場合、常に地域を巻き込んだ大きな社会問題になる。小規模であればどのような不都合があり、統合すればどのようなメリットがあるかを住民に説明しなければならない。しかし、我が国では、学級規模の研究に比べて、学校規模に関する研究は意外に少ないのが現状である。

本論文は、学校規模に関する法令上の枠組みを整理し、文部科学省の統計データを用いて2003年度現在の我が国の小学校と中学校の学校規模の現状を分析し、さらに、筆者らが行った校長調査のデータを用いて学校規模を構成する学級数・児童生徒数・教員数などの間の関係を検討する。最後に、戦後の約50年間における学校規模の分布の推移と都道府県間の学校規模の分布の多様性を分析する。

これらを通じて、現実の学校規模の分布状況に照らして、法令上の「適正な学校規模」にある学校がどの程度存在し、学校規模の類型化を行いたい。なお、本論文は、本紀要に掲載されている水野・藤井・田中・山崎による論文の前編とも言うべきものである。

1. 学校規模と学級規模に関する法制

(1) 学校規模に関する法規

学校規模に関する最上位の法令は「学校教育法施行規則」であり、その第17条は、標準的な学級数を定めており、「12学級以上18学級以下を標準とする」、と規定している。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の第3条 (適正な学校規模の条件)の第1項の1においても、 同様の記述が見られる。しかし、それはあくまでも原 則である。その第1項の2においては、「通学距離が、 小学校にあってはおおむね4キロメートル以内であるこ と」という記述があり、山間地や島嶼部など通学距離が長い地域では、学級数が小さな学校も認められている。さらに、その第2項では、学校統廃合の実施中においては、例外的に上限は18学級ではなく24学級までとすると規定されており、一時的には19学級以上24学級以下の大規模校も認められている。

このように法令には「標準」とか「おおむね」とか「ただし」とかいう言葉が随所に現れており、本校の12から18学級までという適正な学級規模の規定は、法令上でも緩やかなものである。事実、後に示すように、この適正規模の範囲内にある学校の割合は小さいのが

実態である。

(2) 学級規模と学校規模、児童生徒数・学級数・教員数

学校の規模は、学級数、児童生徒数、教職員数、などによって定義されうるが、この中で、教育行政上、中核的なものが学級数である。公立学校の場合、「教職員定数の標準に関する法律」によって、学級数から教員数はほぼ自動的に定まる。学級数はまた、学校の施設設備等についても決定要因となっている。なお、学校の学級数は、1学級40人などという学級編制基準を通して、同学年の児童生徒数によって決定される。

このように学校規模と学級規模には深い関係がある。児童生徒数,学級数,教員数の関係は,図1に示されよう。

教職員定数の標準と加配等

学年別児童生徒数--→学年別学級数-→学校の学級数-→学校の教員数

学級編制基準 (学級規模の上限下限) 学校教育法施行規則・設置基準 (学校規模の上限下限)

図1. 学校規模と学級規模の関係

(3) 学級規模と学級編制基準

では、上の図1の左から右の方向に、法令の規定を 整理してみよう。まず、学級編制の基準である。

その基本的な構造は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の第3条(学級編制の標準)に下記のように規定されている。

第3条 (学級編制の標準)

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は 生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸 学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の 事情がある場合においては、政令で定めるところによ り、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することが できる。

2 各都道府県ごとの,公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は,次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ,同表の下欄に掲げる数を標準として,都道府県の教育委員会が定める。ただし,都道府県の教育委員会は,当該都道府県の児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については,この項本文の規定により定める数を下回る数を,当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(この本文に続く付表は右上に掲載)

学校の	小学校	中学校
種類		
学級編制の区分	規定する特殊学級 関定する特殊学級 関定する特殊学級 関でする特殊学級	ファイン は できない は できない は できる 学級 まる 学級 ない は でんしょう は しょう は は しょう は は しょう は は は しょう は は しょう は は は しょう は は しょう は は は は しょう は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
一学級の児童又は生徒の数	8人 (第一学年の児童を含む学級にあっては、8人)	8 8 4 人 人 O 人

この学級編制の原則は、戦後幾度か改善されてきた。 1959年度以来, 教職員配置改善計画あるいは教職員定 数改善計画という政策によって全国的に学級規模縮小 が実現してきた。各次の教職員配置改善計画の内容は、 表1に示している。1950年代には第一次ベビーブーム 世代が入学してきたため、50人以上の学級が多く、「す し詰め学級」と呼ばれていた。第1次改善計画は、す し詰め学級の解消をねらい、学級規模を50人以下にす ることを目的とした。第2次計画は、同学年1学級編 制の場合を除き45人以下の学級規模に縮小するととも に、複式学級の規模を縮小するものであった。第3次 計画は、引き続き45人学級を推進し、全学年一学級の 単級学級を解消し、4学年までの複式学級を解消する ことを目指した。第4次計画では、最終年度の1978年 度までに45人学級を実現することを目指すとともに、 複式学級を2学年だけのものとした。1980年度からの 第5次計画では、40人学級の実現が目指され、複式学 級の規模縮小がはかられた。

学校基本調査のデータを調べると、公立小学校では 1960年代末までに46人を超える学級は消滅し、1990年代初頭に41人を超える学級はほぼ消滅した。(この戦後における学級規模縮小の推移については山崎ほか(2000)の図を参照されたい。)つまり、小学校も中学校も、1学級40人という学級規模は、公立学校については、第5次計画終了の1990年代初めに完成していた。45人学級から40人学級を実現するのに約11年を要した。その後の第6次計画以降は、40人の学級定数を縮小することは断念され、代わって新しい指導方法を導入するために教員数の定数増加がはかられるようになった。教職員定数を加配する方法は、第3次計画で小学校の専科教員の導入時に現れたものだが、1993年度以降は、教員定数の増加の主要手段となった。

	計画年次	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
	計画期間	1959-63	1964-68	1969-73	1974-78	1980-91	1993-2000	2001-05
	同学年の児童で編成	50	(49*)45	45	45	40	40	40
小	2 学年 # (複式)	35	25	22	20(12*)	18(10*)	16(8*)	16 (8*)
اعدا	3 学年 # (複式)	35	25	15	-	-	-	-
学	4.5学年 // (複式)	30	25	-	-	_	-	-
校	全ての学年』(複式)	20	15	_	-	-	_	-
12	特殊学級	15	15	13	12	10	8	8
中	同学年の児童で編成	50	(49*)45	45	45	40	40	40
学	2 学年 # (複式)	35	25	15	12	10	8	8
子校	全ての学年』(複式)	30	-	-	-	-	-	_
100	特殊学級	15	15	13	12	10	8	8
盲	ろう養護学校(小・中)	10*	10	8(重複5)	8(重複5)	7(重複3)	6(重複3)	6(重複3)
重	点事項	すし詰め学	複式学級改善	単級学級解	研修等定数	教頭複数化	ティームテ	基本3教科
		級の解消	養護教諭	消、専科教		栄養職員	ィーチング	の少人数学
1			事務職員配置	員、教育困				習等
				難校加配				
注	k)	養護学校の	同学年1学級		1年を含むも	の		
		規定無し	編成の場合					

表 1. 戦後における学級編制基準の改善の経緯

(4) 学級数から規定される教職員数

ある学校の学級数が決定すれば、学校の教員数は自動的に決定する。それは、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準」による。それは次のように規定している。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準法 第6条の2 「校長の数は、小学校及び中学校並びに 中等教育学校の前期課程の数の合計数に1を乗じて 得た数とする。」

第7条 「教頭,教論,助教論及び講師の数は,次に 定めるところにより算定した数を合計した数とする。

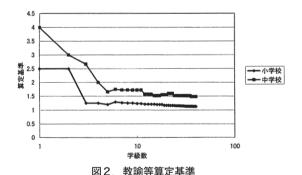
1 次の表の上覧に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる)の合計数

次ページの表2は、第7条の付表に書かれている校長、教諭、養護教諭等の算定基準とそこから算出される教員定数を、学級数ごとに表にしたものである。図2は、その結果として1つの学校に配置される最低限の教員数を示している。これより、小規模校には手厚く教員を配置するように基準が定められていることがよく分かる。中学校は教科担任制のため、3学級の学校でも10人が配置され、小学校よりも教員総数は多くなる。図3は、校長・教頭・教諭・養護教諭の合計数を図示したものである。

12学級から18学級までの適正規模校の教員は、次のような構成となる。小学校では、養護教諭を含めて17人(12学級)から24人(18学級)となる。12学級の場合、学級担任12名の他に、校長・教頭・養護教諭各1人と学級単位でない教諭が2人いることになる。18学

級の学校の場合,学級担任18名に校長・教頭・養護教 論各1人と学級単位でない教諭が3人ということにな る。中学校の場合,12学級の場合,教員定数は21名で, 校長・教頭・養護教諭各1人の他に,18名の教諭が配 置されることになる。

これは1学年1学級編制の小規模校ではどのようになるだろうか。小学校では6学級で,教員定数10名で,校長・教頭・養護教諭各1人,学級担任が6名,学級担任を持たない教員が1名となる。中学校では、3学級で,教員定数は10名で,校長・教頭・養護教諭各1人、教科等の担任の教諭は7名となる。国語、社会、



100 教員教 100 学級數 100

図3. 学級数別教員総数

表2. 公立義務教育諸学校の教職員定数の標準

П				1	学	校							中	学	校				
		教諭等	等	校長	教具	(内数)	養護	教諭			教諭	等	校	Ę	教頭(内数)	養證	教諭	
-	学級		教諭				算定	養護		学級数	算定	教諭	算定	校長	算定	教頭		養護	
	数	基準	等数	基準	基準	生 数	基準	教諭 数	総数		基準	等数	基準	数	基準	数	基準	教諭数	総数
		2. 5	3						3	1	4	4							4
分	- 1	2.5	5						5	2	3	6							6
が校		1. 25	4				1	1	5	3	2.667	9			0.5	1	1	1	10
_		1. 25	5				- 1	1	6	4	2	8			0.5	1	1	1	9
_	5	1. 2	6				1	1	7	5	1.66	9			0.5	1	1	1	10
	6	1. 292	8	1	1	; '	1	1	10	6	1. 75	11	1	1	1	1	1	1	13
_	7	1. 264	9	1	0.		1	1	11	7	1. 725	13	1	1	1	1	1	1	15
本校	8	1. 249	10	1 -	0.		1	1	12	8	1. 725	14	1	1	1	1	1	1	16
	9	1.249	12	1	1	1	- 1	- 1	14	9	1. 72	16	1	1	1	1	1	1	18
	10	1.234	13	1	1	1	- 1	1	15	10	1.72	18	1	1	1	1	1	1	20
		1. 234	14		1		1	1	16	11	1. 72	19	1	1	1	1	1	1	21
1		1. 21	15	1	1		1	1	17	12	1.57	19	1	1	1	1	- 1	1	21
適		1. 21	16	1	1 1	1	1	1	18	13	1.57	21	1	- 1	1	- 1	1	1	23
區正		1.21	17	1	1		1	1.	19	14	1.57	22	1	1	1	- 1	- 1	1	24
規		1.21	19	1			1	1	21	15	1.52	23	1	1	1	- 1	- 1	1	25
模		1.2	20	1	1	1	1	1	22	16	1.52	25	1	- 1	1	1	1	1	27
		1. 2	21	1			1	1	23	17	1. 52	26	1	1	1	1	1	- 1	28
1		1. 2	22	1	<u>'</u>		1	1	24	18	1. 55	28	1_	1	1	1	1	1	30
		1.17	23	1			1	1	25	19	1. 55	30	1	1	1	1	1	1	32
		1. 17	24	1 1			1	1	26	20	1.55	31	1	1	1	- 1	1	1	33
		1. 17	25	1			1	1	27	21	1. 595	34	1	1	1	- 1	1	1	36
		1. 165	26	1	٠,		1	1	28	22	1. 595	36	1	1	1	1	1	1	38
		1.165	27	1	' i '		1	1	29	23	1.595	37	1	1	1	1	1	1	39
- 1		1.165	28	1		1	1	1	30	24	1. 52	37	1	1	1	1	1	1	39
		1. 155	29	1		1	1	1	31	25	1. 52	38	1	1	1	1	1	1	40
		1. 155	31 32	1		1	1	1	33	26	1. 52	40	1	1	!	1	1	1	42
		1. 155	33		. 1	1		1	34	27	1.517	41	1	1	!	1	1	1	43
		1.15	1	1		1	1	1	35	28	1.517	43	1	1	!	1	1	1	45
-		1. 15	34				1	1	36	29	1.517	44	1	1	1	1	1	1	46
	1	1. 15	35	1		-	2	2	38	30	1.517	46	1	1	1.5	2	2	2	49
	1	1.14	36	1			2	2	39	31	1.517	48	1	1	1.5	2	2	2	51
		1.14	37	1			2	2	40	32	1.517	49	1	1	1.5	2	2	2	52
		1.14	38	1			2	2	41	33	1.515	50	1	- 1	1.5	2	2	2	53
		1. 137	39	1	' ' ' '		2	2	42	34	1.515	52	1	1	1.5	2	2	2	55
		1. 137	40	1	.,		2	2	43	35	1.515	54	1	1	1.5	2	2	2	57
		1. 137	41	1	1. 5		2	2	44	36	1. 483	54	1	1	1.5	2	2	2	57
		1. 133	42	1	1.5		2	2	45	37	1. 483	55	1	1	1.5	2	2	2	58
		1. 133	44	1			2	2	47	38	1. 483	57	1	- 1	1.5	2	2	2	60
		1. 133	45	1			2	2	48	39	1. 483	58	1	1	1.5	2	2	2	61
	40	1, 13	46	1 .	1.5	2	2	2	49	40	1. 483	60	1	1	1.5	2	2	2	63

注)公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条の表をもとに筆者が作成

数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術・家庭,外 国語の9必修教科の他,道徳,特別活動,選択教科,総合的な学習の時間がある。校長と養護教諭を含めて 10人の教員では,必修9教科の教員を全て配置できない。1人の教諭が2つの教科を担当するか,教科によっては隣接校の教諭の併任とするか,非常勤講師を雇用するなどの方策が必要となる。

しかし、これはあくまでも最低限の基準であり、都 道府県によってはこれを上回る基準で配置されてい る。また、国・地方自治体による教員の加配や自治体 雇用の教員により、実際の教員の配置は、地方によっ て、学校によってかなり異なってくる。

(5) 教員数の加配

学級規模を小規模にすることは、1970年代末あたりから国家の財政難のために実現が困難になっている。 第4次計画により45人学級が実現した後、40人学級の 実現を目指す第5次計画はすぐには認められず、1979年度1年間が空白の一年になった。また第5次と第6次計画の間に1992年度1年間が空白の一年になっているのも大蔵省の抵抗のためだった。

そこで、文部省は、1990年代に入ると、新しい原理で教職員定数の増加をはかるようになった。第6次計画では、40人学級という基本的な枠組みは維持しつつ、ティーム・ティーチングという新しい指導方法を導入することによって定数増加を要求し成功した。さらに、2000年12月には第7次計画(平成13-17年度)が復活折衝で認められた。その内容は、表3に示している。小中学校はもちろん特殊教育諸学校ですら学級規模を縮小する事項はない。5年間、小学校では国語・算数・理科、中学校では英語・数学・理科で20人以下の学習集団を編成した学習指導を行うため等に加配された。

表3. 第7次公立義務教育諸学校 教員定数改善計画の内容

改善事項	改善総	内容
	数	
小・中学校	人	
○少人数による授業など	22, 500	
きめ細かな指導を行う学		
校の具体の取り組みに対		教員1人あたり児童生徒数を欧米並みの
する支援	8,600	水準に改善
小学校	13,900	小学校18.6人 中学校14.6人
中学校		
学校運営の円滑化	3, 274	
○教頭複数配置	612	複数配置の拡充
○養護教諭等定数	974	複数配置の拡充
		児童生徒の心身の健康への適切な対応を
		行う学校への加配
○学校栄養教諭定数	962	単独校及び共同調理場の定数改善
		児童生徒の食の指導への対応を行う学校
		への加配
○事務職員定数	726	きめ細かな学習指導や教育の情報化の支
		援のために事務部門の強化対応を行う学
		校への加配
小・中学校計	25, 774	
特殊教育諸学校	914	教頭複数配置、教育相談担当・生徒指導
		担当・自立活動担当の拡充、聾学校通級
		担当教員、養護教諭等複数配置
研修等定数	212	
	26,900	

(出所:財務課「教職員定数の改善について」『教育委員会月報』平成13年2月号, 50百)

2. 学校規模の現状: 学級数と児童生徒数

次に,文部科学省の『学校基本調査』のデータを使って,小中学校の学校規模の現状をしらべてみよう。まず,学級数,次に児童生徒数を,それぞれ設置者別に図表にして示す。なお,同調査には教員数のデータはあるが,規模別に集計された表はないので,ここでは触れない。

(1) 国公私立別にみた学級数の分布

表4は、2003年度における学級数の分布を設置者別に示している。小学校では、全体として7~12学級が

最も多く、左右対称な正規分布に近いかたちになっている。国立では13~18学級(1学年3学級以下)が最も多く、公立と私立ではそれよりもやや小規模の7~12学級(1学年2学級以下)が最も多く、公立は分布の幅が広い。

図4は国公私立合計・本校分校の小学校全体を1学級刻みで図示したものである。6学級と7学級(1学年1学級程度)のあたりに大きな山があり、12・13・14学級(1学年2学級程度)にやや高い山があり、18・19・20学級(1学年3学級程度)に低い山がある。また、5学級以下の複式学級の学校もかなりの数にのぼっている。本校でも1~3学級の学校が1400校以上もある。それは、地理的な条件等で通学困難なため統合不可能で、小規模な状態にある学校が多いことを示していると思われる。

中学校をみると(図5)、3学級編制(1学年1学級)の学校が最も多いが、その右にも山があり、6-7学級に一つの山があり、10から12学級あたりにも山がある。分布は幅広い。

なお、図表を略するが、国立は $7\sim12$ 学級の学校が 圧倒的に多い。公立は $7\sim12$ 学級が最も多く、次いで $13\sim18$ 学級の学校が多いが、 $1\sim3$ 学級、 $4\sim6$ 学級 の学校も数多い。私立も多様で $7\sim12$ 学級が最も多いが、 $1\sim3$ 学級、 $4\sim6$ 学級の学校を合計すると $7\sim12$ 学級の学校の数を上回っている。小規模校が多いように みられるが、これは中高一貫校が多いからでもあろう。

(2) 児童生徒数の分布:国公私立別,2003年度

児童生徒数別の分布は, 学級数の分布よりも複雑である。

国立の小学校(図略)は400人以上799人以下の学校 圧倒的多数を占めており、小規模な学校は少ない。公 立の小学校(図6)は49人以下の学校が14%以上を占 めて最も多い。50人から299人までの学校は急激に減

表 4. 学級数別学校数: 2003年度

		学校数計	1-3学級	4~6	7~12	13~18	19~24	25~30	31~36	37~42
小	計	23, 188	1,679	5,034	6, 508	5,754	3,085	991	126	11
学	本校	22, 898	1,417	5,011	6,506	5, 751	3,085	991	126	11
校	分校	290	262	23	2	3	0	0	0	0
	国立	73	0	0	21	28	22	2	0	0
	公立	22, 939	1,671	4, 987	6,417	5,685	3,054	988	126	11
	私立	176	8	47	70	41	9	1	0	0
中	計	11,037	1,568	1,519	3, 751	2, 984	1,048	160	7	0
学	本校	10, 979	1,518	1,511	3, 751	2, 984	1,048	160	7	0
校	分校	58	50	8	0	0	0	0	0	0
	国立	76	0	2	62	12	0	0	0	0
	公立	10, 302	1, 465	1,370	3, 451	2,838	1,017	155	6	0
	私立	659	103	147	238	134	31	5	1	0

注)計は,学級数 0 の学校を除く学校数である。『学校基本調査(初等中等教育論)』平成15年度版より。

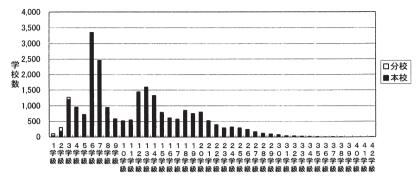


図4. 小学校の学級数

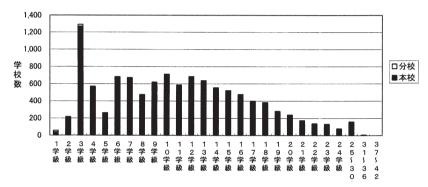


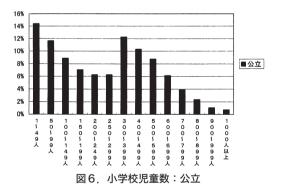
図5. 中学校の学級数

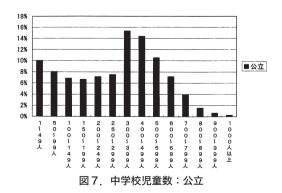
少するが、300~399人の学校が12%を越えて第2のピークを形成している。それ以上の規模の学校は急激に減少している。私立の小学校の小学校(図略)は400~499人の学校が18%を越えて最大であるが、大規模から小規模まで分散が大きい。

中学校の分布傾向は小学校と概して似ている。国立は圧倒的大多数の中学校が300人から499人の幅にある。公立(図7)は、小学校と同様、小規模と中規模に2つの山があるが、小学校よりも小規模校の割合は小さい。私立中学校の場合、山が2つあり、50~99人の小規模校と500人から599人の中規模校に分かれている。

3. 児童生徒数・学級数・ 教員数の関係

ここまでは学級数と児童生徒数の分布をそれぞれ個別に検討してきたが、この章では、われわれが実施した校長調査のデータを用いて、公立の学校に絞って、学校規模の主要な構成変数である児童生徒数・学級数・教員数の3者の相互関係を分析したい。これは集計データである文部科学省の『学校基本調査』では不可能な分析である。





まず、校長データについて簡単に説明しておく。われれは、2004年から3年間の計画で実施している「学級規模と少人数学習の教育的効果に関する比較社会学的研究」の一環として「全国校長調査」を行った。その調査では、2004年11月末に、全国の小中学校約35,000校の中から1/10の割合でランダムに選んだ全国の3,804校に「学級規模と少人数学習に関する全国校長調査」質問紙を発送し、1,222人の校長から回答を得た。ここではそのうち公立小学校校長748人、公立中学校長327人のデータを使用する。回収の状況及び回答者の属性は本紀要に掲載されている水野ほかの論文を参照されたい。

(1) 児童生徒数と学級数

まず、児童生徒数と学級数の関係をグラフによって 検討してみよう。図8は、公立小学校の児童数を横軸 (対数目盛)に、学級数を縦軸にとって学校をプロットさせたものである。これを見ると、小学校では、つ ぎのようなことが明らかになる。

まず第1に、児童数が200人、学級数で言えば6学級を越えたあたりから、児童数に比例して学級数が増加する。第2に、児童数が60人程度から200人程度までは学級数は6から8程度の範囲内にある。第3に、児童数が60人程度よりも少ない学校は6学級未満(複式学級あり)になっているようである。第4に、児童数が10人を下回ると2~3学級になっている。

表1で現在の国の学級編制基準を見ると、複式になるのは16人(ただし1年生の場合は8人)であった。 しかし、実際の公立学校では、児童数60人程度(1学

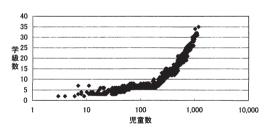


図8. 公立小学校の学級数と児童数の分布

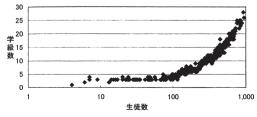


図9. 公立中学校の学級数と児童数の分布

年平均10人程度)の小規模校でも1学年1学級編制になっているようである。

中学校では,第1に,生徒数が200人程度を越えると, 生徒数に比例して学級数が増加していく。第2に,生 徒数120人を越えると6学級になる。第3に,生徒数 約10人から約100人までの学校に3学級編制の学校が 多い。

適正規模は、法令上12から18学級であったが、後にも見るように、適正規模以下の小規模学校が現実には多い。小学校では1学年1学級計6学級の学校では、児童数50人を下回る学校も多い。中学校では1学年1学級計3学級の学校では、児童数10人から80人程度の学校も多い。これは、一つには、特殊学級(小中とも8人以下の学級編制)の有無によるところが大きい。それはさらに、都道府県や地方自治体の判断で、国の学級編制の基準を大幅に上回って学級を編制している学校が非常に多いことを示している。

これらの図は、小規模校とそれ以上の規模の学校を 分ける境界がどこにあるかを示していると言えよう。

(2) 学級数と教員数

学級数が確定すると,国の教職員定数の標準に基づいて教員が配置される。実際には,公立学校ではどの程度の教員が配置されているのだろうか。

図10は、公立小学校の学級数(横軸)と教員数(縦軸)の関係を示している。同様に、図11は公立中学校の場合を示している。全体としては、両者は1本の直線で表現されるようで、学級数に比例して教員数は増加している。ただ、分散は大きい。同じ学級数でも10

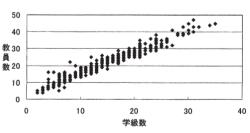


図10. 公立小学校の学級数と教員数

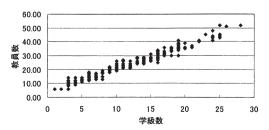


図11. 公立中学校の学級数と教員数

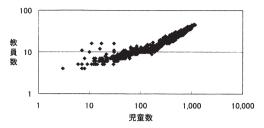


図12. 公立小学校の児童数と教員数

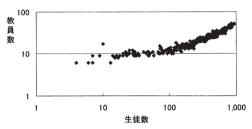


図13. 公立中学校の生徒数と教員数

人程度の幅がある。例えば、小学校では12学級でも26 人の学校と15人の学校がある。これは、TT や少人数 など国の教員加配の有無、地方自治体予算雇用の教員 の有無、特殊学級では介助指導員等の数で大きく異な る。図12,13は、児童生徒数と教員数の相関図である。

4. 学校規模の類型化

学校教育法施行規則第17条では、小学校の適正規模は12学級以上18学級以下を「標準とする」、と書かれ、同18条では、「特別な事情のある場合を除き」小学校の分校の5学級以下とする、と書かれている。

しかし、これまでのデータを見ると、適正規模より も小さな学校が多く、本校ですら5学級以下の学校が 多かった。条文からも明らかなように、これらの規定は「標準」であり、「特別な事情のある場合」はその限りではない。1学年1学級の中学校では、国の標準に従う限り、法令で定める必修教科の教員を全員確保することは難しい。都道府県が独自に設定した基準や市町村独自の予算措置などで、小人数の学校ではあるが1学年1学級を実現し、法令に定める以上の多数の教員を配置している学校が多いのであろう。

12学級以下の小規模校といっても、実際は多様である。法令上の適正規模、それ以下、それ以上の3つの類型では粗すぎるので、表5の類型を設定してみた。これは単純化のため、特殊教育学級がない場合である。現実にはもっと複雑であることを断っておく。

法令上の適正規模に満たない小規模な学校は,さらに3つの分けられよう。「過小規模」は,小学校では5学級以下,中学校では2学級以下の学校であり,実際はともかく,学校教育法施行規則18条では分校となり,学級編制基準では複式学級が生まれる。小学校児童数の上限は,176人,中学校生徒数の上限は48人となる。

「1学年1学級編制」は、小学校では6学級、中学校では3学級である。中学校は施行規則18条上は分校となる。児童数は94人から240人の範囲をとるが、中学校では生徒数27人から120人までとなる。

「1学年1学級超」は、小学校では7から11学級までの学校で、児童数は126人から440人までの範囲にある。中学校では範囲が広く、4から11学級までの学校で、生徒数は59人から440人までの範囲となる。

「適正規模」は、小中とも12から18学級までだが、 児童数は246人から720人まで、生徒数は363人から720 人までとなる。以下は省略するが、6つの類型を図示 したのが図14である。

	20. 10	/小儿队的 60 100 100 100 100 100 100 100 100 100	12 p ± 37%20 3
	類型	小学校	中学校
	小規模 I	5 学級以下(分校、複式)	2学級以下(分校、複式)
	: 過小規模	176(16+40*4)人以下	48 (8+40) 人以下
小	小規模Ⅱ	6学級	3学級(分校)
規	: 1 学年 1 学級	94(9+17*5)人から240(40*6)人まで	27 (9*3) 人から 120 (40*3) 人まで
模	小規模Ⅲ	7から11学級まで	4から11学級まで
	:1学年1学級超	(1 学年 2 学級未満)	(1 学年 2-3 学級)
		126(17*5+41)人から 440(40*11)人まで	59(9*2+41)人から 440 (40*11) 人まで
適		12 から 18 学級まで	12 から 18 学級まで
正		(1学年2-3学級)	(1学年4-6学級)
規		246 (41*6) 人から 720 人 (120*6)	363 (121*3) 人から720 (240*3) 人まで
模			
	大規模 I	19から24学級まで	19から24学級まで
大	:学校統廃合時の経過措	526人(81*5+121)から960(160*6)人まで	643(201*2+241)人から960(320*3)人まで
規	置		
模	大規模Ⅱ	25 学級以上	25 学級以上
		766(121*5+161)人以上	883 (281*2+321) 人以上

表5. 特殊学級がない場合の学校規模の類型:法令上の規定から

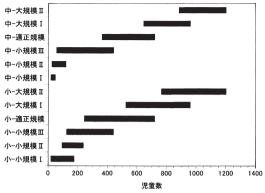


図14. 学校規模類型別の児童生徒数の分布: 公立小・中学校

5. 戦後における学校規模分布の 推移:1959-2003

戦後のベビーブーム世代が入学した時代には多数の 児童生徒で学校はあふれ,高度成長期にはマンモス学校も誕生した。少子化が進む今日まで我が国の学校規模はどのように変化しただろうか。図15は1959年から最近までの2003年までの小学校について、学級数別の推移を構成比で図示している。

図から明らかなように、6学級以下の小規模校は長期的に減少の傾向にある。19学級以上の大規模校は、第二次ベビーブーム世代が入学した1980年には割合が

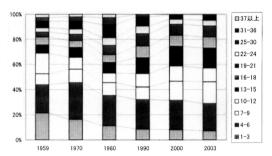


図15. 小学校の学校規模分布:国公私計・本校分校計

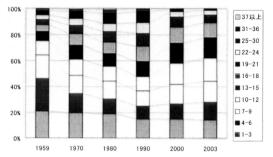


図16. 中学校の学校規模分布:国公私計・本校分校計

増加したが、それ以後最近まで減少傾向にある。代わって7学級以上18学級以下の中規模校の割合が増加している。ちなみに、12から18学級までの適正規模の学校の割合(学級数ゼロの休校中の学校を除く割合)は、23.1 (1959)、18.2 (1970)、18.9 (1980)、28.3 (1990)、31.3 (2000)、30.7 (2003) と1970年以降はおおよそ増加の傾向にある。

中学校は、図16に示している。1959年以降第二次ベビーブーム世代が入学した1990年まで、6学級以下の小規模校は減少したが、その後漸増の傾向が見られる。なお小学校に比べて3学級以下の学校の比率のが多いのは、中学校の修業年限が3年であるからである。他方、19学級以上の大規模校は、1990年まで増加したが、2000年以後急減している。代わって7学級から12学級までの学校は増加している。ちなみに、12から18学級までの適正規模の学校の割合(学級数ゼロの休校中の学校を除く%)は、14.9(1959)、24.2(1970)、22.3(1980)、27.6(1990)、33.8(2000)、32.9(2003)と1980年以降はおおよそ増加の傾向にある。

6. 都道府県別にみた学校規模の特徴

人口が稠密な大都市と過疎が続く地方,都市部と農村,平野部と山間・島嶼部。我が国の地形は複雑で,地域間の経済的な格差も大きい。これらを反映して,学校規模の多様性は大きい。ここでは,公立の小学校と中学校について,都道府県別に法令上の「適正規模」の学級と小規模、大規模の学級の割合を調べてみよう。

表6は、適正規模の学校が占める割合が小さい順に 都道府県を並べたものである。小学校では徳島県は 11.2%で全国最小で、以下、鹿児島県、高知県の順に なっている。逆に東京都は58.9%と全国最高になって いる。中学校では、適正規模の学校の割合が小さいの は鹿児島県、高知県、島根県などとなっており、大阪 府、神奈川県、埼玉県は適正規模校の割合が大きく 50%を越えている。

全体的には、中国、四国、九州、東北の各地方で適 正規模の学校の割合が小さい県が多く、首都圏、関西 都市圏および愛知県で適正規模の学校が占める割合が 大きい。

7. まとめ

この論文では、第1章で、学校規模およびそれに深 く関連している学級編制に関する教育法規の条文をも とに学校規模を構成する児童生徒数、学級数、教員数 が教育行財政の制度上どのような関係にあるかを検討

表 6. 都道府県別にみた適正規模の学校の分布: 公立, 本校分校計, 2003年度

小学校	小規模	適正規模	大規模	中学校	小規模	適正規模	大規模
	11学級以下	12-18学級	19学級以上		11学級以下	12-18 学級	19学級以上
徳島県	80.6%	11. 2%	8.3%	鹿児島県	78.9%	13.1%	8.0%
鹿児島県	77.7%	11.9%	10.4%	高知県	83.7%	15.6%	0.7%
高知県		12.4%		島根県	78.9%		
山形県		13.7%		和歌山県	76.9%		
島根県		14.7%		岩手県			
秋田県		15.6%		長崎県	77.3%		
大分県		15. 7%		徳島県		17. 2% 17. 9%	11.6%
岩手県				秋田県	72.9%	18.8%	8.3%
愛媛県		16.0% 16.7% 18.2% 18.3% 18.9% 19.1%		大分県	71 9%	18. 8% 21. 2%	6.8%
山口県		18. 2%		北海道		21. 4%	
福島県		18.3%		熊本県			
沖縄県		18.9%		愛媛県	64.5%		
熊本県		19.1%	11.6%	山口県	72.0%	22.8%	5. 3%
和歌山県		19.3%		佐賀県	67 4%	22. 8% 23. 2%	9.5%
宮崎県		20.0%	18.9%	青森県	69.2%	23. 2%	7.6%
青森県		20.6%		宮崎県	71 1%	23. 2% 23. 9%	4. 9%
長崎県		21 2%	9 5%	山形県			
新潟県		22 2%	12.5%	福島県			
岡山県		22. 2% 22. 5%	13.7%	福井県			
広島県		22. 6%		岡山県	57.9%		
北海道		24. 2%		広島県	63.1%	27.5%	9. 4%
三重県		25. 7%		新潟県			
宮城県				沖縄県		27. 5% 27. 6%	16.6%
福井県				山梨県		20 78	E 08
石川県		26.3% 27.2%	13.8%	石川県			10.3%
鳥取県		27.4%	7.3%	det de 160	CO 78	30.1%	11. 2%
栃木県		27. 9%		富山県	55.3%		
香川県			13.5%	栃木県	50.6%		
佐賀県		20.40	13.5% 13.2% 21.8% 10.5%	三重県			
長野県		20. 4%	21 04	97 dp 18		32. 2% 32. 4%	27.5%
	50.7%	29.7%	10.5%	宮城県長野県	59 QW	32.4/0	8.5%
全国	59.8% 52.0%	20.10		三次 系	50.5%	32. 6% 32. 7%	13.8%
奈良県	13 14	30.1%	26 6%	全国	55.9%	22.170	11 4%
富山県	50.4%	30.1%	0.8%	鳥取県		32. 8% 35. 0%	8.3%
静岡県	40.7%	31.0%	27 3%	東京都			
茨城県		20 10	17. 9% 26. 6% 9. 8% 27. 3% 15. 1% 15. 9%	香川県		36.9%	
岐阜県	51.77	30.170	15.170	奈良県	43.5%	38.0%	
兵庫県	41.2%	33.6%	25.2%				
汝 犀県 滋賀県		00.0%	40.00	群馬県 静岡県			
京都府				,,			
京都府 福岡県			15.8%	福岡県 兵庫県	46. 5% 39. 4%	39.6% 41.0%	
推岡県		38.3%	18.4%	兵庫県 千葉県			
群馬県 千葉県			17.7% 22.5%	十葉県 京都府		42. 9% 43. 0%	
一來 果 愛知県		39.0% 41.8%		京都府 愛知県	45. 8% 29. 6%		
神奈川県 埼玉県		42.0% 44.5%		茨城県			
				埼玉県			
大阪府		46.9%		神奈川県	27.1%		
東京都	27. 9%	58.9%	13.1%	大阪府	24. 4%	56.0%	19.6%

(出典:文部科学省『学校基本調査』初等中等教育編,平成15 (2003) 年度版)

した。第2章では学校基本調査の統計データをもとに 2003年現在の我が国の小学校と中学校の学校規模の現状を鳥瞰し、第3章では、校長調査から得られた個票 データをもとに学校規模の3要素たる児童生徒数、学級数、教員数の関係を分析した。その結果、複式学級を回避し1学年1学級を実現するために国の標準や基準を上回って学級編制をしている学校が多いことが明らかとなった。それは、複式学級になるような小規模学校においてTT などの指導方法の改善を行うなどのためにも教員が加配され、その結果として1学年1学級編制が可能になっているからでもあろう。

さまざまな方法で複式学級を回避し, 1学年1学級編制を堅持する学校が多いことは, 同学年で学級を編制しようとする努力の現れである。本分析の結果から, 学級規模は小さくなっても, 同学年で学級を編制しようとする学校や教育行政の努力の大きさが読みとれる。

【参考文献】

Barker, R. G. & P. V. Gump (eds.), 1964, *Big School, Small School: High School Size and Student Behavior*, Stanford University Press (バーガー・ガンプ, 安藤延男監訳『大きな学校、小さな学校』新曜社、1982年).

岡田典子・山崎博敏・田中春彦,2001,「戦後における 小中学校の学級規模の縮小-教職員配置改善計画政策 効果分析-」『広島大学教育学部紀要』第三部第49号, 39-48頁。

桑原敏明編,2002,『学級編制に関する総合的研究』多 賀出版。

財務課,2001,「教職員定数の改善について」『教育委員 会月報』平成13年2月号,50頁

高浦勝義編,2000,『適正な学校・学級規模に関する校 長及び教員の意識と指導及び勤務の実態に関する調査 結果』(平成11年度~平成12年度科学研究費補助金研 究成果報告書),国立教育研究所。